

黒滝村簡易水道事業経営戦略

団 体 名：黒滝村

事 業 名：黒滝村簡易水道事業

策 定 日：令和 7 年 3 月

計 画 期 間：令和 7 年度 ～ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供用開始年月日	昭 和 29 年 3 月 1 日	計 画 給 水 人 口	740 人
法 適 (全 部 ・ 財 務) ・ 非 適 の 区 分	法適(財務)	現 在 給 水 人 口	589 人
		有 収 水 量 密 度	0.018 千m ³ /ha

② 施 設

水	源	☒ 表流水, ☐ ダム, ☐ 伏流水, ☐ 地下水, ☐ 受水, ☒ その他(複数選択可)												
施	設	数	浄水場設置数	7	管	路	延	長	44944	千m				
			配水池設置数	22										
施	設	能	力	339 m ³ /日		施		設			利	用	率	53.20

③ 料 金

料金体系の 概要・考え方	現在の料金体系は下記の通りになっている。		
	料金 区分	基本料金	従量料金
	一般家庭用	1ヶ月の使用水量のうち、10立方メートル までを基本料金として1ヶ月につき1口 1,573円	10立方メートルをこえ60立方メートルま で1立方メートルにつき 66円 60立方メートルをこえる分に対して1立方 メートルにつき 110円
	営業用	同上	同上
	臨時用		使用水量1立方メートルにつき 220円
	◆水道料金＝基本料金+従量料金		
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まな	平 成 26 年 4 月 1 日		

④ 組 織

令和6年4月1日現在、林業建設課長以下6名で構成されている。
当村林業建設課では、林業事業・土木事業・住宅事業・簡易水道事業・下水道事業(特定地域生活排水処理事業)等を所管しており、簡易水道事業の担当職員については他の業務と兼務して事業を運営している。料金徴収の業務は、住民生活課で業務を行っている。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

平成14年度	水道料金の基本使用料の料金改定を実施 (基本使用料 840円→1,000円へ改定)
平成17年度	水道料金の基本使用料の料金改定を実施 (基本使用料 1,000円→1,500円へ改定)
平成25年度	休止水道の再開を行う際の手数料の徴収を開始 (再開手数料2,000円)
平成26年度	水道料金の基本使用料の料金改定を実施 (基本使用料 1,500円→1,550円へ改定)
平成27年度	水道料金徴収に効率化のために水道検針業務の効率化のためにハンディーターミナルによる検針を実施を開始
令和2年度～	老朽施設の更新に着手

*1 水道事業の広域化とは、水道法(昭和32年法律第177号)第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合(事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。)、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

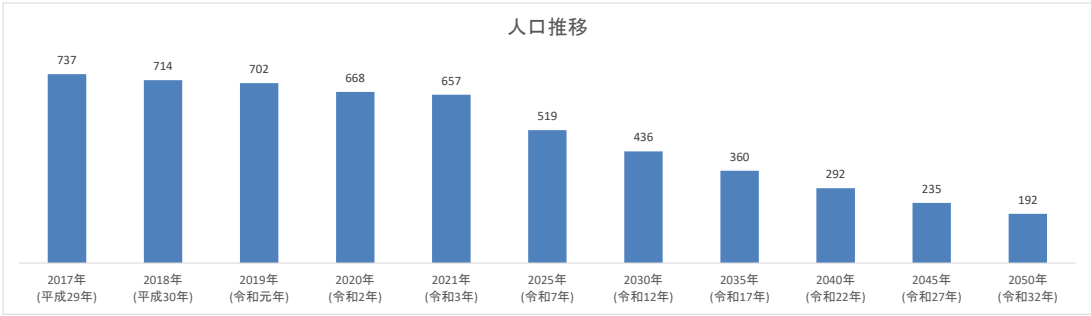
別添「経営分析比較表」のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

山間地域に点在する地理的要因及び少子高齢化の影響から過疎化が進んでおり、行政区城内人口が減少し給水人口においてもそれに伴う減少が予想される平成29年からの人口推移をみても年々減少していることがわかり、表に示している通り今後においても自然減となることが見込まれる。

2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)	2045年 (令和27年)	2050年 (令和32年)
737	714	702	668	657	519	436	360	292	235	192



(2) 水需要の予測

上記要因による有収水量の減少に伴い水需要も減少していくものと予想される。また、近年の水道使用者の節水意識の高まりや節水型給水装置の普及により一層の水需要の減少が予想される。

(3) 料金収入の見通し

本村の給水人口の推移をみると、今後も継続的に給水人口が減少していくものと予測される。

(4) 組織の見通し

令和6年4月1日現在、林業建設課長以下6名で構成されている。今後は組織の改編等により担当職員数が増減する。

3. 経営の基本方針

給水人口が減少し、水需要も減少する中で、水道料金の収入の減収も予想される。安全で安定した水道水を供給し続けるため、料金改定などを検討したうえで財政計画を策定し、施設の老朽化に伴う施設改修や水道管路の更新計画などを今後策定し施設の維持管理及び経営改善を行っていく。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	現在稼働している水道施設の長寿命化を図るため施設改修計画を策定し、適正な時期に施設改修を行い、安定給水の確保及び安全な水道水の供給を行う
施設・設備の廃止・統合(ダウンサイジング)に関する事項	小規模な水道施設の統廃合について、今後計画を立てて鑑みる。
施設・設備の廃止・統合(ダウンサイジング)に関する事項設備の長寿命化等の投資の標準化に関する事項	施設改修計画に基づき、計画的に施設の更新・修繕を行い長寿命化を図る。
その他	定期的に施設の点検・漏水調査を行い、長寿命化を図っていく。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	水道施設の長寿命化を図るための改良工事は適正な規模で行い起債を抑制する。
-----	--------------------------------------

料金	現状の料金改定の改定審議等については、消費税の改正及び給水原価との乖離が大きくなった際には検討し改定を行う予定である。
国庫補助金	令和2年度より更新計画に基づき、国庫補助事業を行っている。
地方債	補助対象事業及び村単独事業の財源として地方債を計上している。長寿命化の施設更新のための財源として起債発行を予定している。
繰入金	使用料不足分は一般会計からの補助金及び出資金として繰入を行っている。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

委託費	小規模施設の管理委託費及びポンプ、計測等の維持管理費として委託を行っている。 施設の更新に伴う施設の点検業務の費用が増加すると考えられる。
修繕費	施設の老朽化に伴い年々増加している。施設の長寿命化を図るため更新計画を策定し、修繕経費の標準化を図っている。
動力費	施設更新に伴い、省電力化を図っているため、電力の消費について減少が見込まれる。
人件費	本村の給与制度により算出されている。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	なし
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI 等 の 導 入 等)	事業規模が小さいため、現時点での投入については未検討
アセットマネジメントの充実 (施 設 ・ 設 備 の 長 寿 命 化 等 に よ る 投 資 の 平 準 化)	今後は施設の小規模修繕を行いながら施設の長寿命化を目指す。
施 設 ・ 設 備 の 廃 止 ・ 統 合 (ダ ウ ン サ イ ジ ン グ)	小規模な施設については、今後施設の統合などを検討していく必要があるが、現在は未検討。
施 設 ・ 設 備 の 合 理 化 (ス ペ ッ ク ダ ウ ン)	水道施設の長寿命化を図るための施設改良時に、実状に合った施設の合理化を検討している。
そ の 他 の 取 組	なし

② 財源についての検討状況等

料	金	現状の料金改定の改定審議等については、今後原価との乖離が大きくなった際には検討を行う必要がある。	
企	業	債	水道施設の更新及び施設改良や計画による長寿命化を図るための施設更新に伴う事業については、財源として起債を発行している。
繰	入	金	水道使用料の料金収入以外は一般会計からの出資金及び補助金に頼った経営状態である為、出資金及び補助金を減らすための経営改善を行う。
資産の有効活用等(*2)による 収 入 増 加 の 取 組		なし	
そ の 他 の 取 組		新たに事業を行う場合は国の補助事業の活用や交付金措置の有利な借入など、適切な財源確保について検討する。	

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	経営戦略については、随時検証し、毎年度末に進捗状況の確認を行います。検証見直し等を行いながら、将来にわたって安定的に経営を継続していくための収支計画を策定していきます。
-------------------------	--

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度			前々年度	前年度	本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
区 分			(決 算)	[予 算]	(令和7年度)									
収 益 的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)		14,312	14,502	14,357	14,213	14,068	13,923	13,778	13,634	13,489	13,344	13,200
		(1) 料 金 収 入		14,282	14,472	14,327	14,183	14,038	13,893	13,748	13,604	13,459	13,314	13,170
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)												
		(3) そ の 他		30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
		2. 営 業 外 収 益		77,595	79,989	66,190	54,210	53,767	50,758	48,536	47,639	46,461	46,011	44,639
		(1) 補 助 金		46,000	49,100	44,000	37,200	35,700	34,600	34,100	33,700	33,100	33,000	32,100
		他 会 計 補 助 金		46,000	49,100	44,000	37,200	35,700	34,600	34,100	33,700	33,100	33,000	32,100
		そ の 他 補 助 金												
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入		24,595	25,888	15,390	12,010	10,467	8,558	7,936	7,439	6,861	6,511	6,039
		(3) そ の 他		7,000	5,001	6,800	5,000	7,600	7,600	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
収 益 的 支 出	収 益	収 入 計 (C)		91,907	94,491	80,547	68,423	67,835	64,681	62,314	61,273	59,950	59,355	57,839
		1. 営 業 費 用		87,779	88,833	71,322	60,999	57,913	54,861	53,772	52,821	51,692	51,147	49,820
		(1) 職 員 給 与 費		7,825	5,613	5,725	5,838	5,838	5,838	5,838	5,838	5,838	5,838	5,838
		基 本 給 付 費		3,848	2,812	2,868	2,924	2,924	2,924	2,924	2,924	2,924	2,924	2,924
		退 職 給 付 費		655	225	230	234	234	234	234	234	234	234	234
		そ の 他		3,322	2,576	2,628	2,679	2,679	2,679	2,679	2,679	2,679	2,679	2,679
		(2) 経 費		25,807	26,051	26,572	27,093	27,093	27,093	27,093	27,093	27,093	27,093	27,093
		動 力 費		1,990	1,990	2,030	2,070	2,070	2,070	2,070	2,070	2,070	2,070	2,070
		修 繕 費		3,850	3,850	3,927	4,004	4,004	4,004	4,004	4,004	4,004	4,004	4,004
		材 料 費		5,300	3,300	3,366	3,432	3,432	3,432	3,432	3,432	3,432	3,432	3,432
支 出	支 出	そ の 他		14,667	16,911	17,249	17,587	17,587	17,587	17,587	17,587	17,587	17,587	17,587
		(3) 減 価 償 却 費		54,147	57,169	39,025	28,068	24,982	21,930	20,841	19,890	18,761	18,216	16,889
		2. 営 業 外 費 用		2,600	2,436	2,400	2,332	2,230	2,119	1,994	1,868	1,741	1,614	1,490
		(1) 支 払 利 息		2,600	2,436	2,400	2,332	2,230	2,119	1,994	1,868	1,741	1,614	1,490
		(2) そ の 他												
		支 出 計 (D)		90,379	91,269	73,722	63,331	60,143	56,980	55,766	54,689	53,433	52,761	51,310
		経 常 損 益 (C)-(D) (E)		1,528	3,222	6,825	5,092	7,692	7,702	6,549	6,584	6,517	6,595	6,529
		特 別 利 益 (F)												
		特 別 損 失 (G)		594										
		特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 594										
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)				934	3,222	6,825	5,092	7,692	7,702	6,549	6,584	6,517	6,595	6,529
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)														
流 動 資 産	流 動 資 産 (J)			28,380	73,084	73,084	73,084	73,084	73,084	73,084	73,084	73,084	73,084	73,084
	う ち 未 収 金			6,200	15,927									
	流 動 負 債 (K)	う ち 建 設 改 良 費 分		28,590	32,554	36,758	35,888	29,124	28,929	28,943	28,547	26,735	22,282	17,222
		う ち 一 時 借 入 金		24,996	29,016	33,220	32,350	25,586	25,391	25,405	25,009	23,197	18,744	13,684
		う ち 未 払 金		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)														
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不 足 額 (L)														
営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)				14,312	14,502	14,357	14,213	14,068	13,923	13,778	13,634	13,489	13,344	13,200
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)														
健全化法施行令第16条により算定した資金の不 足 額 (N)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不 足 額 (O)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規 模 (P)														
健全化法第22条により算定した資金不 足 比 率 ((N)/(P)×100)														

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

年 度 区 分			前々年度 （ 決 算 ）	前年度 〔 予 算 〕	本年度 （令和7年度）	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
資本的 収 入 <														

○他会計繰入金 (単位:千円)

年 度 区 分		前々年度 (決 算)	前年度 (予 算)	本年度 (令和7年度)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収 益 的 収 支 分			46,000	49,100	44,000	37,200	35,700	34,600	34,100	33,700	33,100	33,000	32,100
	うち 基 準 内 繰 入 金		11,850	904	7,222	904	904	904	2,169	1,769	1,569	3,169	6,769
	うち 基 準 外 繰 入 金		34,150	48,196	36,778	36,296	34,796	33,696	31,931	31,931	31,531	29,831	25,331
資 本 的 収 支 分			30,000		3,373	15,017	21,232	15,532	8,426	8,826	9,026	7,426	3,826
	うち 基 準 内 繰 入 金		9,691		3,373	9,691	9,691	9,691	8,426	8,826	9,026	7,426	3,826
	うち 基 準 外 繰 入 金		20,309			5,326	11,541	5,841					
合 計			46,000	79,100	47,373	52,217	56,932	50,132	42,526	42,526	42,126	40,426	35,926

経営比較分析表（令和5年度決算）

奈良県 黒滝村

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D4	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	該当数値なし	100.00	2,233	

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
612	47.70	12.83
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
599	47.70	12.56

グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和5年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率については、類似団体と比べて平均以下ではあるが平成28年度に実施した事業統合及び令和2年度より実施している水道施設及び老朽管路の更新による企業債の償還、給水人口の減少等の原因によりと悪化すると思われる、今後も経営の改善に取り組む必要がある。
施設の老朽化が原因と疑われる漏水が多く発生してきており施設・管路の更新の必要があり令和元年度に策定した黒滝村簡易水道施設更新基本計画に基づき令和2年度より国庫補助事業を活用し更新を行っており今後は収支比率は悪化していくと考えられる。水道料金の回収率については、令和2年度7月から令和4年度末まで新型コロナウイルス感染症対策の会計支援一環として水道基本料金減免をおこなっており回収率は減少していた。しかし、新型コロナウイルス感染症が落ち着き、令和5年度については、新型コロナウイルス感染症対策の会計支援一環として水道基本料金減免が終了したため、水道料金の回収率が平均値を少し下回るが、回収率が増加した。

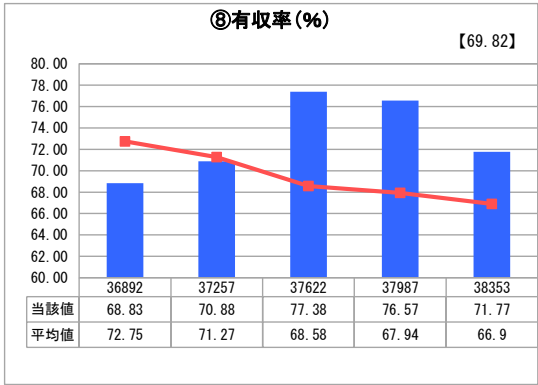
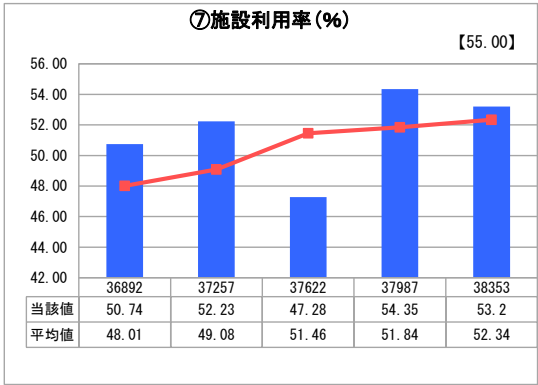
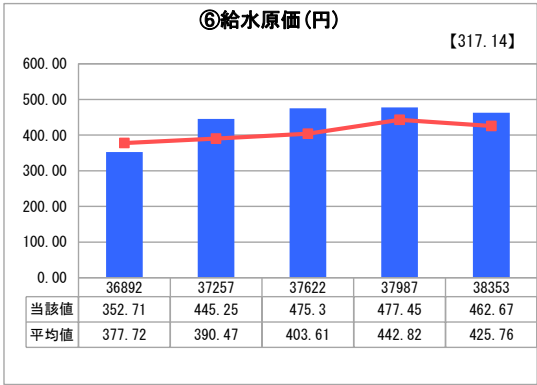
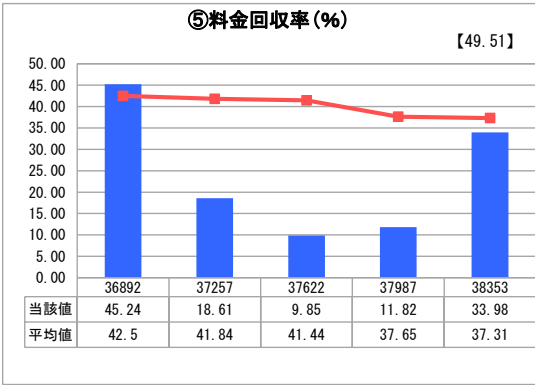
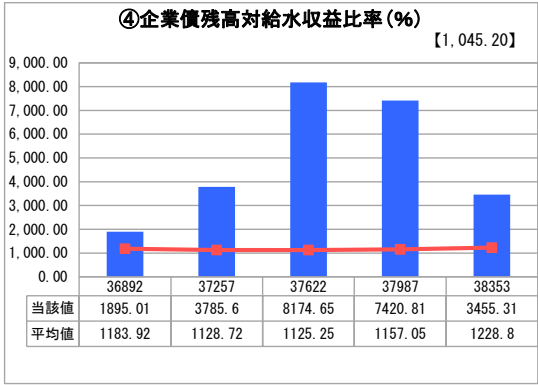
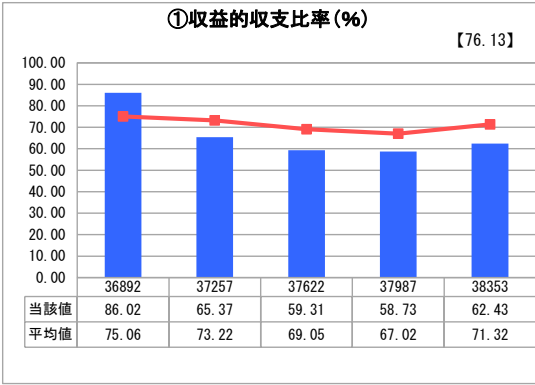
2. 老朽化の状況について

当該施設は全体的に老朽化しており、管路については令和元年時には75%以上が耐用年数を超え、施設については、機械電気設備が耐用年数を超えている箇所が多数ある。平成28年度の事業統合時に施設改修を行い新たに水質計器等の整備をおこなった。計器の更新により多量の漏水が発生していることがわかり順次漏水調査、修繕を行っている。令和元年度に策定した黒滝村簡易水道施設更新基本計画に基づき令和2年度より国庫補助事業を活用し更新実施している。

全体総括

施設の老朽化や経営改善に向けての課題は多く、給水人口の減少による収益の悪化も予想される。水道料金の見直しも難しく今後も一般会計からの繰入金に頼っての経営状態が予想される。施設の改修については令和元年度に策定した黒滝村簡易水道施設更新基本計画に基づき施設の更新・改修、管路の更新等継続的に投資を行う必要があり、莫大な予算が必要であり財政的にも厳しく、補助金等の国・県支援等が必要であると考えられる。

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況

